

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：病院事業に係る特別会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和39年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 非適用
団体名	君津中央病院企業団	職員数 (H19. 4. 1現在)	868人
構成団体名	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	16.2 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	25,936
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	469
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.832 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	12.0 (H18)
		経常収支比率 (%)	86.3 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	企業長 福山 悦男
既存計画との関係	中期経営計画(平成18～20年度)の進捗状況の検証を行い、新たな計画を作成する。
公表の方法等	議会及び構成市に報告するほか病院のホームページ等を利用して公表する。
基本方針	県南の基幹病院として良質で安定して医療を提供するとともに、健全な病院経営に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	728	72	270	1,070
	補償金免除額	102	18	45	165
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	病院事業	728,185	72,365	269,738	1,070,288
合 計 (A)		728,185	72,365	269,738	1,070,288
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		728,185	72,365	269,738	1,070,288

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	昭和39年4月に事業開始以来、君津地域4市の公的・基幹病院の役割を果たしており、分院及び看護学校を併設している。しかし、新病院の建設及び医療器械の整備等により、毎年15億円程度の企業債元利償還金や減価償却費があり、構成市からの負担金を20～15億円繰り入れて収支の均衡を図っている。また、経営指標等は、経常収支比率100.5%、医業収支比率94.0%、職員給与費比率58.1%、薬品費比率12.1%、材料費比率24.9%となっており、類似規模の全国平均と比べ若干悪くなっている。	
経営課題	課 題	医師及び看護師の確保
	平成18年4月1日現在の常勤医師は106人で600床～700床未満の平均118人と比べて少なく、退職者も多いため医師不足から一部の科目で診療制限している。このため、常勤医師を確保するとともに7対1の看護配置を継続維持し、増収を図る必要がある。	
	課 題	未収金の対策
	年々未収金が増加傾向にあるため、未収金防止対策や徴収対策を強化する必要がある。	
	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化
平成18年度から人材委託から直雇用に変更したため、総体経費は削減したものの給与費が5.7%増加したが、民間的経営手法等の導入、類似規模の病院や構成市との比較をしながら適正合理化を図る必要がある。		
経営課題	課 題	材料費の節減
	薬品の値引率は10.5%で全国平均の9.3%と比べると高いが、薬品費及び診療材料費の採用品目の精査や契約・購入方法の見直しを行い、経費の節減を図る必要がある。	
経営課題	課 題	病床の有効利用
	病床利用率は90%程度で全国類似規模の85%と比べると高いが、医師及び看護師の確保と併せて平均在院日数の短縮化により、増収を図る必要がある。	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。













## (3) 経営指標等

合 計

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)										
総収支比率(法適用)	(%)	103	92	90	102	101	100	100	100	100	100
経常収支比率(法適用)	(%)	103	92	94	102	101	101	100	100	100	100
営業収支比率(法適用)	(%)	93	83	87	96	95	94	95	95	95	94
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	12	15	13	11	11	10	10	10	10
	うち基準内繰入金	(%)	8	9	7	6	7	6	7	7	7
	うち基準外繰入金	(%)	4	6	6	5	4	5	3	3	3
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てんのもの	(%)	4	3	5	4	3	4	2	2	2
	資本的収入分	(%)	3								
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)	3								
うち赤字補てんのもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>本院の1日平均患者数は、入院567人、1人1日当たりの診療費は46,700円とし、外来は1日平均患者数1,390人、診療費8,730円に設定する。            分院の1日平均患者数は、入院31人、1人1日当たりの診療費は28,300円とし、外来は1日平均患者数268人、診療費5,170円に設定する。            20年度以降は過去の実績を加味した。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>構成市からの負担金を平成20年度から毎年15億円とした。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>病室料差額徴収率79%に設定する。            総収支比率・経常収支比率100%、医業収支比率93~95%に設定する。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## (3) 経営指標等

君津中央病院

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)										
総収支比率(法適用)	(%)	103	91	89	101	100	100	100	100	100	100
経常収支比率(法適用)	(%)	103	91	94	102	101	100	100	100	100	100
営業収支比率(法適用)	(%)	93	82	86	95	94	93	94	95	94	94
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	12	14	13	11	11	11	10	10	10	10
	うち基準内繰入金	8	9	7	6	7	6	7	7	7	7
	うち基準外繰入金	4	5	6	5	4	5	3	3	3	3
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの	3	2	4	3	3	4	3	2	2	2
	資本的収入分	3									
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金	3									
うち赤字補てん的なもの											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

## (3) 経営指標等

君津中央病院大佐和分院

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)										
総収支比率(法適用)	(%)	103	116	114	118	111	109	100	100	100	100
経常収支比率(法適用)	(%)	103	117	114	118	111	109	100	100	100	100
営業収支比率(法適用)	(%)	93	97	102	107	106	111	101	101	100	100
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	12	18	12	11	6					
	うち基準内繰入金	3	3	2	2	2					
	うち基準外繰入金	9	16	11	10	5					
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの	7	15	10	9	4					
	資本的収入分										
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金										
うち赤字補てん的なもの											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="134 300 622 1093"> <tr> <td data-bbox="134 300 622 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="622 300 2152 427">職員定数は892人で、平成17年現在の労務職は11人であったが、平成18年から退職者不補充により平成19年4月現在まで4人削減した。今後は事務事業の整理・再編・廃止・統合を進め、職員数の縮減を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="134 427 622 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="622 427 2152 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="134 531 622 675">               国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方             </td> <td data-bbox="622 531 2152 675">               課題 給与水準・定員管理の適正合理化                特別調整手当の廃止や管理職手当の対象職員の縮減を実施したが、今後は類似団体の定員管理状況を調査し定員管理の適正化を図るとともに、国県及び構成市の給与改定等を踏まえ見直しする。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="134 675 622 818">               技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方             </td> <td data-bbox="622 675 2152 818">行政職給料表(8級制)の1～3級で対応しているが、国県及び構成市の職務内容と給与体系を参考とし、見直しする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="134 818 622 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="622 818 2152 954">退職時特昇や勲奨退職制度は廃止したが、退職手当制度は国県及び構成市の状況を踏まえて、適正な制度で運用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="134 954 622 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="622 954 2152 1093">職員互助会等への公費負担は一切していなく、人間ドックをはじめとした職員の健康衛生管理関係以外のほとんどを廃止した。今後も法令に遵守した福利厚生事業を実施する。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	職員定数は892人で、平成17年現在の労務職は11人であったが、平成18年から退職者不補充により平成19年4月現在まで4人削減した。今後は事務事業の整理・再編・廃止・統合を進め、職員数の縮減を図る。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題 給与水準・定員管理の適正合理化 特別調整手当の廃止や管理職手当の対象職員の縮減を実施したが、今後は類似団体の定員管理状況を調査し定員管理の適正化を図るとともに、国県及び構成市の給与改定等を踏まえ見直しする。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	行政職給料表(8級制)の1～3級で対応しているが、国県及び構成市の職務内容と給与体系を参考とし、見直しする。	退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇や勲奨退職制度は廃止したが、退職手当制度は国県及び構成市の状況を踏まえて、適正な制度で運用する。	福利厚生事業のあり方	職員互助会等への公費負担は一切していなく、人間ドックをはじめとした職員の健康衛生管理関係以外のほとんどを廃止した。今後も法令に遵守した福利厚生事業を実施する。	
地方公務員の職員数の純減の状況	職員定数は892人で、平成17年現在の労務職は11人であったが、平成18年から退職者不補充により平成19年4月現在まで4人削減した。今後は事務事業の整理・再編・廃止・統合を進め、職員数の縮減を図る。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題 給与水準・定員管理の適正合理化 特別調整手当の廃止や管理職手当の対象職員の縮減を実施したが、今後は類似団体の定員管理状況を調査し定員管理の適正化を図るとともに、国県及び構成市の給与改定等を踏まえ見直しする。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	行政職給料表(8級制)の1～3級で対応しているが、国県及び構成市の職務内容と給与体系を参考とし、見直しする。												
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇や勲奨退職制度は廃止したが、退職手当制度は国県及び構成市の状況を踏まえて、適正な制度で運用する。												
福利厚生事業のあり方	職員互助会等への公費負担は一切していなく、人間ドックをはじめとした職員の健康衛生管理関係以外のほとんどを廃止した。今後も法令に遵守した福利厚生事業を実施する。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="134 1201 622 1476"> <tr> <td data-bbox="134 1201 622 1345">               維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組             </td> <td data-bbox="622 1201 2152 1345">               課題 材料費の節減                電気量の契約変更や節水による光熱水費の削減や施設の維持管理の合理化等を実施してきたが、医薬品の見直しをするとともに診療材料費の節減に努める。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="134 1345 622 1476">               指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用             </td> <td data-bbox="622 1345 2152 1476">診療材料のたな卸資産の管理、電算業務等については一部民間委託しているが、今後は委託と直営を比較検討して効率化を図る。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 材料費の節減 電気量の契約変更や節水による光熱水費の削減や施設の維持管理の合理化等を実施してきたが、医薬品の見直しをするとともに診療材料費の節減に努める。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	診療材料のたな卸資産の管理、電算業務等については一部民間委託しているが、今後は委託と直営を比較検討して効率化を図る。									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 材料費の節減 電気量の契約変更や節水による光熱水費の削減や施設の維持管理の合理化等を実施してきたが、医薬品の見直しをするとともに診療材料費の節減に努める。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	診療材料のたな卸資産の管理、電算業務等については一部民間委託しているが、今後は委託と直営を比較検討して効率化を図る。												

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報公開  行政評価の導入	中期経営計画書及び経営健全化計画書については、議会及び構成市に配布するとともに、病院のホームページ等を利用して公表する。また、情報公開条例（平成18年2月制定）等の運用により透明性を確保する。  診療科目別・病棟別の原価計算を検討し、経営の意識改革を図る。
5 その他	課題 医師及び看護師の確保 医師については企業長、病院長を中心として、各大学医局との協議・派遣交渉、ホームページ等による公募を実施する。 看護師については、看護局長を中心とした看護学校への訪問、潜在看護師掘り起こしなどを実施する。 課題 未収金の対策 長年の滞納等で回収不納による欠損処理をなくすため、未収金の抜本対策として管理職等による臨戸徴収を実施するとともに、未収金の発生防止のシステムを構築する。 課題 病床の有効利用 病床利用率を90%以上、平均在院日数14日以内とするため、地域医療機関との連携強化を推進し、増収を図る。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	特別調整手当の廃止や管理職手当の対象職員の縮減は実施してきたが、今後は類似団体の定員管理状況を調査し定員管理の適正化を図るとともに、国県及び構成市の給与改定等を踏まえ見直しする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	医師不足による入院・外来患者数の減少を解消し収益増に努め、基準内繰出金の範囲におさまるよう努力する。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
---

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 病院事業

年度別目標

(単位:人、百万円、%)

区分	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計画前5年間 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計画合計	
		(計画前5年度 決算)	(計画前4年度 決算)	(計画前3年度 決算)	(計画前々年度 決算)	(計画前年度 決算見込)		(計画初年度 目標)	(計画第2年度 目標)	(計画第3年度 目標)	(計画第4年度 目標)	(計画第5年度 目標)		
職員数	医師	職員数	94	102	105	114	102		101	103	104	106	107	
		増減数	2	8	3	9	-12	10	-1	2	1	2	1	5
		改善額					121	121	14					14
	看護部門職員	職員数	476	515	519	524	535		537	538	541	544	547	
		増減数	36	39	4	5	11	95	2	1	3	3	3	12
		改善額												
	医療技術職員	職員数	134	151	148	145	147		153	153	153	153	153	
		増減数	-2	17	-3	-3	2	11	6	0	0	0	0	6
		改善額	25			47		72						
	その他の職員	職員数	90	81	80	81	78		73	74	74	73	73	
		増減数	5	-9	-1	1	-3	-7	-5	1	0	-1	0	-5
		改善額		52	11		25	88	41	41	41	48	48	219
	うち事務職	職員数	69	60	59	61	61		57	57	57	57	57	
		増減数	2	-9	-1	2	0	-6	-4	0	0	0	0	-4
		改善額		49	6			55	27	27	27	27	27	135
	うち技能労務職	職員数	11	12	11	11	9		7	7	7	6	6	
		増減数	1	1	-1	0	-2	-1	-2	0	0	-1	0	-3
改善額				5		11	16	14	14	14	21	21	84	
うち教務員	職員数	10	9	10	9	8		9	10	10	10	10		
	増減数	2	-1	1	-1	-1	0	1	1	0	0	0	2	
	改善額		3			14	17							
医療収益に対する職員給与費割合		62.3%	60.2%	56.4%	54.0%	58.4%	58.0%	59.7%	60.3%	60.8%	61.5%	62.0%	60.9%	
収入確保	入院・外来患者の確保													
	改善額													
	患者一日一人当収入の増							380	13	4	9	4	410	
	改善額													
	その他				22	15	37							
	改善額					81	81							
費用削減	人件費の見直し													
	うち退職手当以外													
	うち正職員				156	161	317							
	改善額													
	うち非常勤職員													
	改善額													
	うち退職手当													
	その他													
	改善額													
	業務委託の見直し													
改善額	32	72	147	51	169	471								
材料費抑制														
改善額				195	34	229								
光熱水費の削減														
改善額	10				13	23								
累積欠損金比率														
増減														
企業債現在高		29579	28960	27936	26939	25936		24554	23555	21888	20989	20076		
増減														
							計画前5年間改善額 合計						1439	
												改善額 合計	643	

(注) 1. 職員数「その他職員」欄については、必要に応じて事務職員、給食職員など内訳を記入すること。

2. 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

3. 会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 165

(4) 病院事業(つづき)

各種経営比率

君津中央病院

区分	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	類似規模 全国平均 (平成16年度)	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標		
経営指標	経常収支比率	103	90.8	94.6	101.6	100.5	100.2	100.1	100.2	100.2	100.2	102.5	
	医業収支比率	93.3	81.9	85.9	95.4	94	93.3	94.3	94	94.6	94.3	98	
	職員給与費率	61.9	60	56	53.8	58.1	59.5	59.9	60.4	61.2	61.6	48.5	
	薬品費率	12.8	12.7	12.3	11.8	12.1	11.6	11.6	11.7	11.8	11.9	15.4	
	材料費率	25.8	26.4	24.2	24.6	24.9	24.6	24.7	24.9	25.1	25.3	29.7	
病床	病床利用率	一般	95.1	89	92.9	94.4	92.8	89.1	89.6	89.9	90.3	90.3	90.9
		療養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		結核	40	58.5	64	49.1	42.7	38.5	38.7	38.8	38.9	38.9	43.6
		精神	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		感染症	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	12.9
		計	90.6	86.8	90.9	91.7	89.9	87.1	87.5	87.9	88.2	88.2	84.9

- (注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。  
 2. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段( )書きすること。  
 3. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

各種経営比率

君津中央病院大佐和分院

区分	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	類似規模 全国平均 (平成16年度)	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標		
経営指標	経常収支比率	103.1	116.7	101.4	118.3	111.1	108.9	100.3	100.3	100.3	100.3	103.5	
	医業収支比率	93.2	96.7	101.7	106.9	105.7	110.5	101.5	101	99.9	99.9	84	
	職員給与費率	67.7	64.4	63.7	59.8	64.2	63.4	67.8	68.1	68.5	68.6	62.8	
	薬品費率	9.5	9.5	7.5	6.7	5.8	5.6	5.6	5.7	5.7	5.8	18.1	
	材料費率	16.7	15.7	13.4	13.6	12.9	12.4	12.5	12.6	12.6	12.6	24.7	
病床	病床利用率	一般	85.5	92.2	91.4	88.7	80.6	85.6	86.1	86.6	87	87.1	67.5
		療養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		結核	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		精神	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		感染症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	85.5	92.2	91.4	88.7	80.6	85.6	86.1	86.6	87	87.1	70.8

- (注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。  
 2. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段( )書きすること。  
 3. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

再編・ネットワーク化について

二次医療圏における「再編計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

君津医療圏における医療提供体制の維持のため、急性期・高度医療という本来の機能を果たし、地域医療機関と協力、連携して患者さまの症状に応じた医療を提供するネットワーク化を推進します。今年度より、地域医療支援病院の取得を目指し、院内ワーキンググループを発足しました。今後地域医師会との協議を推進するため5年以内に協議会を発足する予定です。

経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

「新経営形態への移行計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成18年度より専任の事業管理者(企業長)を置き、権限と責任を明確にし効率的な病院運営を行うことにより、経営の健全化を図ることが適当と考え、従来の地方公営企業法の一部適用(財務規程のみ)からその全部を適用する経営形態に見直した。(平成18年4月、地方公営企業法の全部適用)